商品売買契約書

株式会社クリーン・サービス(以下「甲」という)と株式会社オネスト・システム (以下「乙」という)とは、本日、以下のとおり売買契約を締結した。

第1条(目的)

甲は、その所有する下記の物品(以下「商品」という)を乙に売渡し、乙はこれをかいう 買受けた。

めいしょう ぎょうむようせんたくき 名称 : 業務用洗濯機 ワパークリーン

かたしき 型式: **MMX**221

製造年月: 平成25年6月

^{すうりょう} 数量 : 30台

第2条(売買代金)

売買代金は金六百万円とし、乙は、甲に対し、平成25年8月30日限り、甲の 上でいて、 でいこうこうざ になりに そうきん 指定する銀行口座に振込み送金する方法によって、これを支払うものとする。

第3条(引渡し及び検査)

- 1 甲は、平成25年7月末日までに、乙に対し、商品を引渡さなければならない。
- 2 乙は、商品の引渡しを受けた後、7日以内に商品の品質及び性能の検査を行い、 その結果を書面で甲に報告する。この報告書発送の日をもって、本商品の 所有権を甲から乙に移転する。

第4条(危険負担)

本商品の所有権が乙に移転する前に、乙の責めに帰することのできない事由により 商品が滅失、毀損したときは、その損害を甲が負担するものとする。

第5条(遅延損害金)

甲及び乙は、相手方に対する本契約上の支払義務の履行を遅滞したときは、相手方

に対し、遅滞した日から支払い済みまで年6%の遅延損害金を支払う。

第6条(品質保証期間)

甲は、乙に対して、商品につき、引渡しが完了したときから1年間品質性能を ^{ほしょう} 保証し、乙の責めに帰すべき事由によらない故障の場合は、無償で修理修繕を行う

第7条(不可抗力)

- 1 甲及び乙は、自己の本契約上の義務の履行が、次の各号のいずれかの事由により 遅滞したときは、相手方に対し当該義務の履行遅滞の責めを負わない。
 - (1) 自然災害 (暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の いじょう しぜんげんしょう 異常な自然現象により生 ずる被害をいう)
 - (2) 法令の制定改廃
 - (3) テロ、戦争、内乱及び暴動
 - (4) 伝染病
 - (5) ストライキその他の労働争議
 - (6) 原子力事故
 - (7) 停電
- 2 前項の事由により履行を遅滞した当事者は、相手方に対し、直ちに当該事由の はっせい つうち 発生を通知する。
- 3 甲及び乙は、第1項の事由による履行遅滞が30日以上継続した場合は、本契約を解除することができる。

第8条 (契約の解除)

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 相手方による本契約上の義務の重大 な違反があったとき
- (2) 相手方の資産につき、仮差押、仮処分、差押、保全差押、滞納処分又は これに類する法的手続が開始されたとき
- (3) 相手方につき、破産、民事再生、会社更生、特別清算の各手続開始の ^{もうしたて} 申立 があったとき
- (4) 相手方が銀行取引停止処分を受けたとき
- (5) 相手方が事業を廃止し又は解散の決議を行ったとき
- (6) 上記のほか、相手方の信用状態の悪化が認められるとき

第9条(損害賠償)

甲及び乙は、故意又は過失により、本契約上の義務に違反した場合、相手方に生じた一切の損害を賠償する。

第10条(管轄)

本 契 約 に 関 す る 一切の 紛争に つ い て は 、 東京地方裁判所を 第一審の th で くてきごういかんかつさいばんしょ 専属的合意管轄裁判所とする。

第11条 (協議解決)

上記のとおり契約が成立したので、契約書2通を作成し、甲乙各通を保有する。

平成25年6月10日

甲:東京都新宿区西新宿3丁目2-1 株式会社 クリーン・サービス 代表取締役 清水 良子 印

乙:大阪府大阪市淀川区宮原4丁目5-6株式会社 オネスト・システム代表取締役 本田 誠人 印